

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 2 月

1 現状

職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区分	公務員				民間			参考 A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
全 体	84 人	51.0 歳	311,019 円	348,662 円		歳	円	
清掃職員	14 人	49.4 歳	313,864 円	380,432 円	廃棄物処理業従事員	43.3 歳	299,800 円	1.3
学校給食員	17 人	53.1 歳	340,376 円	376,433 円	調理員	41.0 歳	281,400 円	1.3
用務員	12 人	50.4 歳	296,025 円	328,122 円	用務員	53.9 歳	229,200 円	1.4
運転手	2 人	51.0 歳	320,150 円	360,249 円	自家用自動車運転手	50.8 歳	315,000 円	1.1
その他	39 人	50.3 歳	301,346 円	340,104 円		歳	円	

「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における職員の給料月額の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（平成16年～18年の3か年平均）を使用しています。

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

職種ごとの年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全 体	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	3 人	6 人	8 人	29 人	23 人	15 人	0 人
清掃職員	0	0	0	0	0	1	2	2	3	4	2	0
学校給食員	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	6	0
用務員	0	0	0	0	0	0	1	1	6	3	1	0
運転手	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
その他	0	0	0	0	0	2	3	5	12	11	6	0

その他給与に関する事項

給料表

行政職給料表（二）（国の行政職給料表（二）と同じ）を適用しています。

職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。

諸手当のうち、技能労務職員に支給されている特殊勤務手当は次のとおりです。

手当名称	支給要件	支給額
衛生手当	清掃課（クリーンセンター）の勤務	日額 900 円
	斎場の勤務	日額 250 円
	犬ねこ等の死体処理作業	1 件 180 円

手当名称	支給要件	支給額
建設業務手当	都市施設課の現場作業業務	日額 150 円
緊急作業手当	正規の勤務時間以外に緊急呼出しを受けて出勤して行う業務	1 回 380 円
現場作業手当	水道管の配管、修繕等の業務	日額 150 円

昇給基準

昇給月を毎年 4 月 1 日と定め、前 1 年間における勤務成績に応じて 4 号級（57 歳を超える場合は 2 号級）を標準として昇給しています。

2 基本的な考え方

技能労務職員については、平成 18 年 3 月の集中改革プランにおいても策定している退職者不補充を原則としており、プラン策定前である平成 9 年度から不補充となっています。

技能労務職員数が縮小していく業務については、再任用短時間職員や臨時的任用で対応し維持しつつ、職員の人員を考慮し業務の民間委託化、指定管理制度の導入、業務の廃止等を検討してまいります。

3 具体的な取組内容

平成 17 年度に通勤手当の見直しを実施し、徒歩通勤者と通勤距離が 2 km 未満については不支給とし、住居手当においても支給額の見直しを実施しました。

平成 19 年度には、特殊勤務手当である年末年始勤務手当を廃止し、技能労務職員が対象となる衛生手当のうち清掃課勤務手当の日額の見直し及び夏季期間加算の廃止を実施しました。

業務の民間委託化として、平成 9 年から市民病院の患者給食調理業務、平成 18 年から清掃業務の一部であるごみ収集業務を実施しました。

4 その他

給与、諸手当の取扱に関しては、県及び近隣地域自治体の動向を勘案して、国家公務員の給与等に準じて適正に措置します。

技能労務職員は平成 19 年 4 月現在 84 人で、平均年齢は 51 歳と高齢化しており、今後 5 年間で 20 人が定年退職となるが退職者不補充を原則とするため、10 年後には在職者数は 23 人と推移します。この状況において市民サービスの低下を招かないため、既に行っている業種に加え、学校給食業務、看護助手業務等の民間委託化の早期実施や老人ホーム等施設の指定管理者制度の導入を推進してまいります。